

浄化槽管理者(控)

【10人槽以下用】

契約者番号 H -

収入
印紙

浄化槽維持管理標準契約書

契約日： 年 月 日

浄化槽管理者と（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）、浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）及び指定検査機関（以下「丁」という。）は、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽法第7条及び第11条に定める検査（以下「法定検査」という。）に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の浄化槽の保守点検を乙に、清掃を丙に、法定検査を丁に委託し、乙、丙及び丁はこれを受託する。ただし、条例等により、保守点検又は清掃の維持管理契約を定めている場合は、当該契約部分を省略することができる。

管轄	1.東部（徳島・吉野川） 3.南部 4.西部	使用開始予定日	年 月 日
設置場所			
設置者名			
メーカー名		型式	規模 人槽
処理方式	構造例示型・性能評価型	建築用途	1. 専用住宅 2. 店舗() 3. 事務所 4. その他()

（契約の開始）

第2条 契約を開始する日（以下「契約開始日」という。）は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条に指定する使用開始報告書に記載した初回の保守点検実施日とする。ただし、甲から使用開始報告書の提出がされなかった場合は、前条表中の使用開始予定日を契約開始日とする。

（契約の期間）

第3条 契約期間は、契約開始日から1年間とする。ただし、国の浄化槽設置整備事業により助成を受ける場合は、5年間とする。

2 前項の契約期間を1年間とする場合は契約期間満了の1ヶ月前までに、契約期間を5年間とする場合は3ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁から申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（委託業務の実施方法）

第4条 乙、丙及び丁は、委託業務を実施するに当たっては、別表1に掲げる委託業務実施要領に従い行わなければならない。

（委託料等）

第5条 乙、丙及び丁の委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、別表2に掲げる委託料内訳明細書のとおりとする。

2 前項に定めるものの他、主要部品の交換、消耗品その他特別の事情により、生じた費用は、甲、乙、及び丙が協議して別に定める。

3 年2回以上の清掃が必要となった場合の費用は、その都度甲及び丙が協議して別に定める。

（委託料の支払い）

第6条 甲は、乙、丙及び丁に対して、別表2で指定するいずれかの支払方法により、委託料を支払うものとする。

2 支払方法を口座振替にする場合は、丁が別途指定する口座へ振替えることとし、振替による事務手数料は、甲が負担するものとする。

3 丁は、甲から委託料を口座振替により受領した保守点検料及び清掃料を丁が定めた「委託料支払規程」により、乙及び丙に支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙、丙及び丁は、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、現状回復の責めを負い、又はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第8条 第3条に規定する契約期間満了後、甲は、適正な保守点検、清掃及び法定検査の契約を個別に締結したときは、この契約を解除することができる。

（契約の変更等）

第9条 甲は、乙及び丙が正当な理由がなくこの契約を履行しないときは、その業務を、他の保守点検業者又は清掃業者に変更することができる。

2 この契約書の内容に変更等が生じた場合は、委託変更契約書により変更契約を締結する。

（疑義の決定）

第10条 この契約に定めるもののほか、委託業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、4者が各1通を保有する。

【浄化槽管理者】（契約当事者となりますので、4者すべてが記名押印してください）

A -

甲 浄化槽管理者 (注1)	住所 氏名	印 TEL
乙 保守点検	住所 氏名	印 TEL
丙 清掃	住所 氏名	印 TEL
丁 検査機関	住所 氏名	印 TEL 徳島市津田海岸町2-33 公益社団法人 徳島県環境技術センター 会長 田村茂人

※法人の場合は代表者名及び代表者印を押印すること。

（注1）浄化槽管理者とは当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの。

【浄化槽設置者】（浄化槽管理者「甲」と同一人である場合は、記入の必要はありません）

浄化槽設置者	住所 氏名	印 TEL
--------	----------	-------

<別表1>

【委託業務実施要領】

1 保守点検

(1) この契約において保守点検とは、法第2条第3号に定める保守点検をいう。
(2) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、委託期間中4ヶ月ごとに1回以上実施する。
(3) 乙は、保守点検を実施したときは、適正な保守点検の記録票を甲に交付する。

2 清掃

(1) この契約について清掃とは、法第2条第4号に定める清掃をいう。
(2) 清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、年1回以上実施する。
(3) 丙は、清掃を実施したときは、適正な清掃の記録票を甲に交付する。

3 法定検査

(1) この契約について法定検査とは、法第7条及び11条第1項に定める検査をいう。
(2) 法定検査は、環境大臣が定める方法により、年1回実施する。
(3) 丁は、法定検査を実施したときは、検査結果書及び検査済証を甲に交付する。

4 乙、丙及び丁は、委託業務を処理するために収集、作成した個人情報を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しない。

<別表2>

【委託料内訳明細書】※保守点検については年間()回実施するものとする。

<input type="checkbox"/> 1) 委託料全額を口座振替により分割で支払う場合〔年額〕
項目 年間委託料(税込額) 支払回数 留意事項
④委託料全額 円 (口座振替) ①+②+③ 2回・6回・12回 振替回数は2回、6回、12回のうちから甲が指定する。 振替1回につき事務手数料(100円+消費税)を甲が負担する。

※委託料のうち、①保守点検料及び②清掃料は消費税込み、③法定検査料は非課税の金額とする。

ただし、消費税については、法律の改正に伴い、変更するものとする。

2) 委託料を個別に支払う場合〔年額〕

項目 年間委託料(税込額) 支払方法 留意事項
①保守点検料 円 1.振込 2.現金 保守点検業者と支払方法・支払日等を協議のうえ、左のとおり支払うこととする。
②清掃料 円 1.振込 2.現金 清掃業者と支払方法・支払日等を協議のうえ、左のとおり支払うこととする。
③法定検査料 6,000 円 1.口座振替 2.現金 3.振込 7条及び初回11条検査料を予納している場合は請求は行わない。 口座振替・振込の場合の事務手数料は丁が負担する。

浄化槽管理者様へ

使用開始直前に、初回の保守点検を実施しますので、使用開始が確定した場合には、必ず契約書の（乙）に記載されている保守点検業者に連絡してください。